

議案目次 その2

議案第5号 工事請負契約の締結について……………	P 1
--------------------------	-----

議案第5号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 旧江光ビル跡地活用拠点施設建設工事 |
| 2 工事場所 | 檜山郡江差町字新地町7番地1他 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の金額 | 288,200,000円 |
| 5 契約の相手方 | 亀田工業・前田組経常建設共同企業体
代表者 檜山郡江差町字桧岱215番地
亀田工業 株式会社
代表取締役 川合 智 |

令和5年6月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約が、予定価格50,000,000円以上の工事の請負契約であるため。